

意見書

平成16

年8月24日

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課 御中

郵便番号 503-0192

(ふりがな) ぎふけんあんぱちぐんすのまたちょうおおあざかみじゆく

住所 岐阜県安八郡墨俣町大字上宿473-1

(ふりがな) すのまたちょうちょう くりたきんいち

氏名 墨俣町長 栗田金一

電話番号

電子メールアドレス

「電波有効利用政策研究会 電波利用料制部会 最終報告書(案)」に関し、下記のとおり意見を提出します。

地方公共団体に対する負担の増加により住民サービスの低下、電波利用の制限が生じ、IT化の妨げになる等の問題が発生することが懸念されるため、当面は現行制度の運用でお願いしたい。

様式 1

意見書

平成 16 年 8 月 24 日

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課 御中

〒 5 0 1 - 0 9 0 2

ぎふけんいびぐんさかうちむらひろせ
岐阜県揖斐郡坂内村広瀬 9 2 4 番地

坂内村長 新井 弘文

「電波有効利用政策研究会 電波利用料制部会 最終報告書（案）」に関し、
下記のとおり意見を提出します。

防災無線は、地域住民の生命、身体、財産を守るのに不可欠なものであり、
また緊急時には重要な無線通信であることから、本村の意見としては、引き続
き現行通りの減免をお願いしたい。

意見書

平成16年8月24日

総務省総合通信基盤局

電波部電波政策課 御中

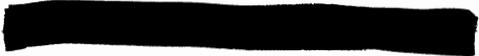
(郵便番号) 〒563-0033

(ふりがな) おおさかふいけだしはちおうじ

(住所) 大阪府池田市八王寺1-2-1

(ふりがな) いけだししょうぼうちょう もりわきみつじ

(代表者氏名) 池田市消防長 森脇光治

(メールアドレス) 

「電波有効利用政策研究会 電波利用料部会 最終報告書(案)」に関し、池田市消防本部の意見として下記のとおり提出します。

記

消防・救急無線については、国民の生命、身体、財産の保護を目的として市町村が設置し消防・救急活動に使用しているものであり、極めて高い公共性を有しています。さらに、大規模災害時に消防・救急活動では、国、都道府県、市町村が一体となって活動することとなり、消防・救急無線は唯一の連携手段として非常に重要となっております。

また、当該無線は公務に不可欠であり、無線以外に通信を代替する手段がないため、電波有効利用を目的とした電波利用料の徴収といった主旨に繋がらないものと考えます。

よって、消防・救急無線は、災害対応の非常手段であり、「国民の生命・身体・財産の保護」に係る緊急かつ重要な無線通信であることから、現行どおり、電波利用料の徴収は適用除外と考えます。

意見書

平成16年8月24日

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課 様

郵便番号 367-0204
(ふりがな) さいたまけんこだまぐんこだままち
ひるがわ915-1
住 所 埼玉県児玉郡児玉町蛭川915-1
(ふりがな) こだまぐんしこういきしょうぼうほ
んぶ
名 称 児玉郡市広域消防本部
代表者名 川田博享
電話番号 [REDACTED]
電子メールアドレス [REDACTED]

「電波有効利用政策研究会 電波利用料制部会 最終報告(案)」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

意見

第6章、第2節、国、地方公共団体の扱いについて

地方公共団体が有する無線局の中においても特に消防救急無線等については、国民の生命、身体、財産の保護に係る消防活動に必要かつ重要なものであり、非常に公共性の高い通信手段となっております。

このことから、国や地方公共団体に対する電波利用料の減免処置については、住民に対する行政サービス維持の観点からも適切な処置であると言えます。

そのような中、減免処置を廃止し、これまでにない財政負担を課すことは、逼迫する地方公共団体の財政状況をさらに圧迫することとなり、今後の消防救急無線等のデジタル化移行に対して影響を及ぼすことが懸念されます。

以上のことから、今後も消防救急無線等に対する特例処置については、現行のとおりとさせていただきたく意見を提出いたします。

意見書

平成 16 年 8 月 24 日

総務省総合通信基盤局

電波部電波政策課 御中

郵便番号 〒791-1206

(ふりがな) えひめけん かみうけなぐん くまこうげんちよう かみのじり

住 所 愛媛県上浮穴郡久万高原町上野尻甲 9 0 番地

(ふりがな) かみうけなぐんせいかつかんきようじむくみあいしょうぼうほんぶ

氏 名 上浮穴郡生活環境事務組合消防本部

しょうぼうちよう き ど たけ し

代表者名 消防長 城戸 武士

電話番号

メールアドレス

「電波有効利用政策研究会 電波利用料制部会 最終報告書(案)」に関し
別紙のとおり意見を提出します。

意見

第6章,第2節 国、地方公共団体の扱いについて

消防無線の電波利用料減免措置は、特に消防無線等は国民の生命、身体、財産の保護に係る公共性を重視して、地方公共団体等に財政的な負担を課すことにより、住民にとって不可欠な行政サービスの水準が結果として低下することを避ける観点から設けられたものであると理解している。この立法趣旨は、現在においてもなんら変わるものではなく、消防機関にとって、減免措置を撤廃することは、新たに財源をみいだしなければならず、ますます逼迫する地方財政事情の中においては非常に困難である。また、消防救急無線は、災害対応の非常通信であり、減免措置を撤廃することは現行の消防サービスの水準低下が懸念され、しいては住民の安全に対する不安は一層増大するのではないかと。

消防機関は、災害防除活動時に消防無線を必要最小限の範囲での使用であることから一般の経済活動とは異なり電波利用料の徴収が電波有効利用のインセンティブには必ずしも繋がるとは考えられない。一方、事業者が電波を利用することにより便益を受けるのは事業者自らであり、国民の安全を確保するうえで受ける便益とは同一のものと考えすることはできない。

さらに、消防機関は、電波有効利用のために、膨大な費用を要する無線のデジタル化に取り組んでいる中、新たな追加的財政負担を強いることとなり、デジタル化移行への遅れが懸念される。

このようなことから、地方公共団体等の取り扱いについては、現行どおり特例措置を継続していただきたく、意見を提出します。

意見書

平成16年8月24日

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課 様

郵便番号 604-0931
(ふりがな)
住所 きょうとしなかがきょうくおしこうじとおりがわらまちにしり
京都市中京区押小路通河原町西入る
えのきちよう ばんち
榎木町450番地の2
(ふりがな)
氏名 きょうとしししょうほうきよく
京都市消防局
しょうほうきよくちよう もりさわしょういち
消防局長 森澤正一
電話番号 
電子メール 

「電波有効利用政策研究会 電波利用料制部会 最終報告書(案)」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

別 紙

消防業務には、火災や風水害・地震等の自然災害はもとより、最近のテロ等によるNBC災害等の多様化する災害から市民の生命、身体及び財産を守り、その被害を最小限にとどめる迅速な対応が求められております。

また、最近の風水害等においても緊急消防援助隊の応援計画に基づき、地方公共団体に属する消防隊等が、全国のあらゆる災害現場へ出動する広域応援体制が強化され、これらの災害現場における応急対策において、国と市町村との災害情報の共有化の観点から、消防救急無線の重要性が再認識されたところであります。

このようなことから消防救急無線は、「非常時等における国民の生命・財産の保護にの寄与する無線局」として国と市町村が一体化した活動形態であり、消防業務の重要性から鑑み、引き続き電波利用料の適用除外を要望します。

意 見 書

平成16年8月24日

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課 様

郵便番号 611-0021
住 所 宇治市宇治下居13番地の2
氏 名 京都府消防長会
会長 松本光夫
電話番号 [REDACTED]
電子メール [REDACTED]

「電波有効利用政策研究会 電波利用料制部会 最終報告書(案)」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

別 紙

大規模災害時はもとより、テロ等によるNBC災害等の多様化する災害から国民の安全確保を図る上で、市町村消防には迅速・適切な消防救急活動が求められています。特に、緊急消防援助隊が法制化され、府下市町村に属する消防隊等が応援等実施計画に基づき、都道府県隊として全国のあらゆる災害に広域応援として出動する場合にも消防救急無線による情報通信は不可欠であります。

一方、消防救急無線の緊急課題であるデジタル化への対応についても、迅速な消防活動に必要な情報通信の高度化や電波の有効利用に寄与するために、市町村消防が多大な経費を負担しているところであります。

このように国、都道府県、市町村が一体化した活動形態である消防・救急無線は、「非常時等における国民の生命・財産の保護に寄与する無線局」として、引き続き電波利用料の適用除外を要望します。

意見書

平成16年 8月24日

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課 ありて

〒070-0037
北海道旭川市7条通10丁目
旭川市消防本部
消防長 兼 松 輝 義
Tel. [REDACTED]

「電波有効利用政策研究会 電波利用料制部会 最終報告書（案）」に関し、別紙のとおり意見書を提出します。

別紙

「電波有効利用政策研究会 電波利用部会報告書（案）」に関する意見書

- 1 電波利用料については、現在、国や地方公共団体に対しての減免措置が設けられているが、これは国等からの電波利用料の徴収が結果として資金が国庫間を循環するに過ぎず、事務の複雑化を招くだけであり実益に乏しいとの考え方によるものである。このことは、国の他の手数料制度にも同様の措置がなされている。
 - 2 地方公共団体の消防・防災無線については、高い公共性があり、財政的負担を強いることにより結果として住民への行政サービスの低下を避ける観点から、同様の減免措置が設けられている。
 - 3 消防・防災無線のデジタル化が急がれているが、これに必要なイニシャルコストが地方自治体の財政を逼迫させる恐れがある中で、これに加えて新たに電波利用料を課すことは、地方自治体の財政負担を加速度的に増やすばかりでなく、地方自治体のデジタル化の取り組みにも大きく影響を及ぼすことになりかねない問題である。
 - 4 消防・防災無線については、一般的な経済活動上における使用の場合と異なり、国民の生命・身体・財産の保護という重要な役割の一旦を担うものであり、併せて、便益が広く国民に及ぼすことを重視すべきである。
- これらのことから公共利用電波（特に消防・防災無線用）の利用料の徴収については、決して安易に行うべきではなく、有効利用のための技術革新や先端技術の導入などを国が最優先課題として進めることにより諸問題の解決を図るべきであると考えます。

意見書

平成16年 8月23日

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課 御中

郵便番号 506-1392
(ふりがな) よしきぐんかみたからむらほんごう
住 所 岐阜県吉城郡上宝村大字本郷540
(ふりがな) かみたからそんちょう こいけつよし
氏 名 上宝村長 小池 強
電話番号 [REDACTED]
電子メールアドレス [REDACTED]

「電波有効利用政策研究会 電波利用料制部会 最終報告書(案)」に関し、下記のとおり意見を提出します。

記

防災や救急など、極めて公共的な利用を目的としている現在の市町村行政無線・消防無線については、従来どおり減免措置を適用するべきである。

意見書

平成16年8月24日

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課 御中

郵便番号 501-6292

ぎふけんはしましたけはなちよう

住 所 岐阜県羽島市竹鼻町55番地

わたなべ ひろし

氏 名 羽島市市民部防災交通課長 渡辺 博

電話番号

電子メール

「電波有効利用政策研究会 電波利用料制部会 最終報告書（案）」に関し、下記のとおり意見を提出します。

記

市民の生命、財産の保護に係る公益性の観点から、今後も行政サービスの水準を維持するために、電波使用料の減免措置は続けるべきである。

様式 1

意見書

平成 16 年 8 月 24 日

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課 あて

郵便番号 762-0083

(ふりがな) かがわけんあやうたぐんはんざんちょうしもほうぐんじ

住 所 香川県綾歌郡飯山町下法軍寺 296-1

(ふりがな) はんりょうしょうほうくみあい かんりしゃ しんどみつお

氏 名 飯綾消防組合 管理者 新土 光夫

電話番号

電子メールアドレス

「電波有効利用政策研究会 電波利用料制部会 最終報告書(案)」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

現在は、国や地方公共団体に対しては、電波利用料の減免措置が設けられている。これは、無線局全体に利益がある電波行政経費でも、電波監視や無線局データベースに係る費用以外の、無線局の拒否監督及び検査等の費用については、一般財源(税)で負担していることから、国等が負担する場合の電波利用料額(現行の算定方法で約 12 億円程度)と相殺できると考えられるため、国等から電波利用料を徴収したとしても、資金が国庫間で循環しているに過ぎず、事務の複雑化を招くだけで実益に乏しいと考えられることを踏まえたものであります。

また、地方公共団体が開設する無線局の中でも、特に消防無線等は国民の生命、身体、財産の保護に係る高い公共性があることを重視して、地方公共団体等に財政的な負担を課することにより、住民にとって不可欠な行政サービスの水準が結果として低下することを避ける観点から設けられたものであるので、今までどおり減免措置継続をお願いしたい。

意見書

平成16年 8月20日

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課 あて

(郵便番号) 〒966-0056
(ふりがな) ふくしまけんきたかたしあぎやしきめん
(住所) 福島県喜多方市字屋敷免3958
(ふりがな) きたかたちほうこういきしちょうそん
けんくみあい しょうぼうほんぶ
(名称) 喜多方地方広域市町村圏組合消防本部
(ふりがな) いそべくにお
(消防長) 磯部 邦夫
(電話番号) [REDACTED]
(メールアドレス) [REDACTED]

「電波有効利用政策研究会 電波利用料部会 最終報告書(案)」に
関し、別紙のとおり意見を提出します。

意見

第6章、第2節 国、地方公共団体の扱いについて

消防機関が使用している消防救急無線は国民の生命、身体、財産を災害から保護及び被害を軽減することを目的とする業務に使用しており、また、大規模災害が発生すれば各種団体が連絡を密にし一体となって災害に対処しなければならず。そのためには消防救急無線は必要不可欠であり、非常に公共性が高いものであることを重視していただきたい。

さらに今後、消防機関は、電波有効利用のために多額の経費を要する消防救急無線のデジタル化、及び携帯119が、発信地を管轄する消防本部に直接受信するシステム等に取り組んでいかなければならず、新たな財政負担を強いることにより、デジタル化、携帯119直接受信への移行への遅延が懸念される。

電波利用料を徴収しても国庫の中での循環であり。地方公共団体が災害対策基本法に基づき地域防災計画の定めるところにより防災上必要な通信を行う防災行政無線については減額となっていますが今後は利用料を免除されてはいかがでしょうか。

このようなことから、地方公共団体等の取扱いについては、現行どおり特例措置を継続していただきたく、意見を提出します。

意見書

平成16年8月23日

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課 へ

(郵便番号) 〒243-0392
(ふりがな) かながわけんあいこうぐんあいかわまちすみだ
(住所) 神奈川県愛甲郡愛川町角田 251 番地 1
(ふりがな) あいかわまちしょうぼうほんぶ
(名称) 愛川町消防本部
(ふりがな) ひらもとのりお
(代表者名) 平本典夫
(電話番号) [REDACTED]
(メールアドレス) [REDACTED]

「電波有効利用政策研究会 電波利用料部会 最終報告書(案)」に関し、別紙
のとおり意見を提出します。

意見

第6章、第2節 国、地方公共団体の扱いについて

消防無線等は、国民の生命、身体、財産の保護に係る高い公共性があることを重視して、地方公共団体等に財政的な負担を課すことにより、住民にとって不可欠な行政サービスの水準が結果として低下することを避ける観点から設けられたものである。

消防機関は、災害活動時等に住民の生命、身体、財産を守るという目的のもとに使用しているもので、便益を受けるのは住民であります。この点が一般の経済活動とは異なるものであります。また、現在消防無線は、電波の有効利用のためにも多額な費用がかかるデジタル化に向けて取り組んでいます。

このようなことから、利用料の徴収が電波有効利用のインセンティブにならざると思えず、新たな財政負担が増えることにより消防サービスの水準低下が懸念されます。

したがって、地方公共団体等の扱いについては、現行どおり特例措置を継続していただきたく、意見を提出します。

様式1

意見書

平成16年8月24日

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課 あて

郵便番号 505-8501
(ふりがな)ぎふけんかもぐんさかほぎちょうとりくみ46ばんち18
住所 岐阜県加茂郡坂祝町取組 46 番地 18
(ふりがな)ぎふけんかもぐんさかほぎちょうちょう うめだかつみ
氏名 岐阜県加茂郡坂祝町長 梅田克己
電話番号 [REDACTED]
電子メールアドレス [REDACTED]

注 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載することとする。

「電波有効利用政策研究会 電波利用料部会 最終報告書(案)」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

「電波有効利用政策研究会 電波利用料部会 最終報告書(案)」に対する意見

当町は、岐阜県の中南部に位置し、町の南を木曾川が流れ、水と緑豊かな町であります。

当町においては、昭和58年9月に台風10号がもたらした大雨により木曾川が氾濫する洪水がおきており、また今後も予測できない降雨などによる中小河川の氾濫、木曾川護岸堤防決壊など水害の危険性が内在している当町においては今後においても水害対策には十分な警戒及び万全を期さねばなりません。

また、東海・東南海・南海地震の発生が憂慮されている今般、当町においても東南海・南海地震防災対策推進地域に指定され、地震に対する対策についても今後、十分整備していかなければなりません。

現在、当町における住民への情報伝達の方法としては、戸別受信機システムを利用した防災行政無線を整備しております。

しかし、これらの設備機器については、保守点検委託費や老朽化による機器修繕費等の維持管理費が増大していく状況にあります。そのような中での電波利用料の増額は、町の財政を圧迫し、住民(国民)の負担増となります。

防災行政無線は、住民の生命、身体、財産を守る為に利用しており公共性が非常に高く、住民にとって不可欠な行政サービスでありますので、その電波の利用料については、「現状維持」もしくは「免除」の取扱いをしていただきたいと存じますので、ご意見申し上げます。

和総防第 230号
平成16年8月23日

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課 様

わかやましちやう おお はし けん いち
和歌山市長 大橋 建一

「電波有効利用政策研究会 最終報告書（案）」に関する意見

・意見の概要

地方公共団体が開設する無線局については電波利用料の免除が適当

・意見

和歌山市では、消防用、水道用、防災行政用等多くの無線局を開設しています。その中でも電波利用料が半額のみ免除となっている防災行政無線は、危険情報や避難勧告をすばやく住民に知らせることができ、災害発生時の住民の避難に欠かすことができません。先般の福井・新潟豪雨での避難勧告の伝達の遅れが問題になっていますが、防災無線の充実が有効な対策の1つであることは間違いありません。

本市の財政は厳しく、小額なものでも支出を抑えていかなければなりません。そのような状況の中でも、防災無線は住民の生命の安全のため、充実・拡張していくべきものと考えていますが、防災無線は初期投資を除いて、その運営費の大半が電波使用料となっていますので、これを充実・拡張することによりさらなる負担が増え、市の財政を圧迫することとなります。

しかし現在のように防災行政無線の有効性が注目されている時期に、地方公共団体の開設する無線局に対して、電波利用料を他の商用サービス同様の料金を徴収すべきという意見があることは、電波の公共性を無視したもので、とうてい納得できるものでありません。

むしろ、住民の生命を守るという点から、地方公共団体の開設する無線局については、現在の消防用無線等に限らず電波利用料の免除が適当であると考えています。

意見書

河防 第 135 号

平成 16 年 8 月 24 日

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課 様

郵便番号 420-8601
住 所 静岡市追手町 9-6
氏 名 静岡県土木部
河川砂防総室
土木防災室長

「電波有効利用政策研究会 電波利用料制部会 最終報告書（案）」に関し、下記のとおり意見を提出します。

記

報告書(案)第6章 納付義務者の範囲 第2節国、地方公共団体の扱いにおいて、地方公共団体に対する電波利用料の徴収の検討で、A案（現行どおり、減免）を支持し、B案（公共性の高さを勘案して徴収）に反対します。

以下理由を説明します。

- ・水防時の雨量・河川水位情報等の迅速・確実な伝達、情報の共有化のための水防用無線は、全て水防計画に定めるところにおいて水防上必要不可欠な通信手段であります。
- ・今年も新潟・福島、福井、四国等で豪雨災害が発生しており、水防時の迅速、確実な情報伝達の重要性が再認識されているところであります。
- ・よって、電波利用料を徴収することとしても、無線局の整理、統合は不可能であり、むしろ、配備先の増加を検討しており、電波の有効利用に資することはありません。
- ・このような状況において、電波利用料の徴収は、単に地方公共団体の財政状況を圧迫するに過ぎず、水防業務の支障を生じさせる可能性もあります。
- ・以上から、地方公共団体からの電波利用料の徴収案には反対します。

意見書

平成16年8月24日

総務省総合通信基盤局
電波部電波制作課 様

郵便番号 342-0016

(ふりがな)さいたまけんよしかわしおおあざあいのや

住 所 埼玉県吉川市大字会野谷481番地

(ふりがな)よしかわまつぶししょうぼうくみあい

名 称 吉川松伏消防組合消防本部

(ふりがな)しょうぼうちょう すずき まさとし

代 表 者 消防長 鈴木 正敏

電話番号

電子メールアドレス

「電波有効利用政策研究会 電波利用料制部会 最終報告(案)」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

意 見

第6章、第2節、国、地方公共団体の扱いについて

消防機関が有する消防救急無線等につきましては、国民の生命、身体、財産の保護のために使用されるものであり、国民の福祉の増進に資するうえで最も公共性の高い通信手段です。

昨今の財政が逼迫している状況下で、電波利用料の減免措置を廃止することは、地方の一消防機関にとりまして誠に負担が大きく、行政サービスの低下に繋がる懸念されます。

つきましては、今後も地方公共団体の消防救急無線等に対する特例措置は、現行どおり継続していただきますよう、意見を提出します。

意見書

平成 16 年 8 月 24 日

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課 御中

郵便番号 480-8501
住所 なごやしなかくさんのまる
名古屋市中区三の丸3-1-2
あいちけんきかくしんこうぶじょう
ほうきかくか
愛知県企画振興部情報企画課
氏名 なかたにゆうじ
中谷雄二
電話番号 [REDACTED]
電子メールアドレス [REDACTED]

「電波有効利用政策研究会 最終報告書（案）」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

別紙

(該当箇所) 第5章第3節電波利用のデジタルディバイド解消に向けた取組み

(要旨) 携帯電話の普及を踏まえ、これをユニバーサルサービスと位置づけ、利用者の負担により全国の居住地域で利用可能にする方向で国民的な議論を開始すべきである。

(理由)

- ・ 移動通信の契約数は、平成12年度に固定通信を上回り、平成15年度においては移動通信が8,665契約に対し固定通信が6,022契約となった。更にその差は開きつつある。
- ・ 相互通信回数における移動端末が受発信する回数の比率は毎年増加しており、平成14年度において44.9パーセントと、固定から固定の55.1パーセントに迫ってきている。今後、個人から個人へ直接通話する傾向は益々強まり、移動端末の比率は増加するものと考えられる。
- ・ 電波は国民共有の資源であり、その便益が本来、広く国民に及ぶようにすべきである。通信に係るユニバーサルサービスの便益は、郵便事業や固定電話事業と同様、圏域内の住民にのみとどまらず、広く国民に及ぶものである。携帯電話が圏域としてカバーしていない約1パーセントの人口の便益にとどまらず、全国民の便益に叶うと考えるべきである。
- ・ また、そのような地域が地理的に広く、公衆電話も少ない地域であることを考えれば、移動時や帰省時などにおける国民の不便が大幅に解消するものと考えられる。
- ・ 近年、携帯電話は通話機能にとどまらず情報端末として発展しており、いつでも、どこでも、何でも、誰でもがネットワークにつながるユビキタス時代を実現するためには欠かせない手段となりつつある。
- ・ 「携帯の通じないところは嫁も来ない」といわれ、地域の過疎化を促進しているといわれる。携帯電話は、若者のコミュニケーション手段として重要である。また、過疎地における一人暮らし老人などの緊急連絡用手段として、災害時の情報伝達手段として、極めて有効である。

(実施案)

- ・ 携帯電話利用者から、負担金として一定額を徴収し、これを新規エリア整備及び運用経費に充てる。仮に、8,250万台から月100円を徴収した場合、総額は年990億円であり、スケジュールや用途などの工夫により、全国のエリア整備に要するとされる6,000億円～1兆2,000億円、運用経費の年250億円～500億円に目途が立つものと考えられる。
- ・ 現に携帯電話事業者が複数であることから、専門の事業実施組織を創設するなどにより公平性を確保し、複数事業者によるユニバーサルサービスが可能となるような仕組みを構築する。
- ・ 国において、上記の方針を立て全国的な意見を集約し事業者の調整を行い、所要の法制度改正を行う。
- ・ 市町村が携帯電話用鉄塔設備を整備し、国、県、市町村、事業者が負担する現行の方式は、個別事業者の採算性が最優先される結果となっており、総額も少なく抜本的な解決が期待できないことから、廃止する。

(意見)

消防・救急無線等は、災害対応の非常通信であり、国民の生命、身体、財産の保護に係る重要な無線で有り、無線利用料の適用除外をお願いします。

坂出市消防本部

消防長 渡邊 繁治

意見書

平成16年8月24日

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課 様

〒509-4192

(ぎふけんよしきぐんこくふちょうひろせまち)

岐阜県吉城郡国府町広瀬町1280-1

TEL :

E-mail :

国府町役場

国府町長 北村 喜治

「電波有効利用政策研究会 電波利用料制部会 最終報告書(案)」に関し、下記のとおり意見を提出します。

記

防災行政無線は、住民の生命、身体、財産を保護する法的な任務を遂行することを目的としており、防災上でも大変重要な役割を果たしていますので、電波利用料を今まで同様に減免措置をしていただくようお願いいたします。